

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

株式会社アウトソーシングトータルサポート

No.	事業所名	派遣労働者数 (2025年12月31日現在)	派遣先事業所数 (2025年12月31日現在)	労働者派遣に関する料金の平均額 (円/8時間 税込) (2025年1月1日～2025年12月31日)	派遣労働者の賃金の平均額 (円/8時間 税込) (2025年1月1日～2025年12月31日)	マージン率 (2025年1月1日～2025年12月31日)
1	札幌営業所	39	12	16,047	10,720	33.2%
2	茨城営業所	1	1	22,097	15,941	27.9%
3	群馬営業所	118	30	19,354	12,361	36.1%
4	新宿営業所	186	42	22,493	15,436	31.4%
5	大阪営業所	104	24	24,543	16,168	34.1%
6	岩国営業所	118	8	14,397	10,105	29.8%
7	福岡営業所	165	23	17,340	11,804	31.9%
8	北谷営業所	508	20	14,122	9,826	30.4%
9	公共サービス事業本部	6	2	29,804	17,827	40.2%

◆ マージン率は次の計算式に基づいて算出しております。

$$\text{マージン率 (\%)} = \frac{\text{対象事業年度期間中の労働者派遣料金の平均額} - \text{対象事業年度期間中の労働者賃金の平均額}}{\text{対象事業年度期間中の労働者派遣料金の平均額}} \times 100$$

- * 対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日
- * 取引実績のない事業所に関しましては近隣事業所の数値となります。
- * 労働者派遣料金には消費税が含まれております。
- * マージン率には法定福利費、教育訓練にかかる費用、福利厚生費などが含まれております。

《労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等》

労使協定を締結しているか否かの別	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

《教育訓練に関する事項》

訓練の内容	対象者	訓練方法	実施主体	費用負担	賃金支給
入社時基礎教育	新規派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給
作業時実務研修	派遣労働者				
関連作業実務研修					
リーダー研修					

《キャリア・コンサルティング相談窓口》

* 株式会社アウトソーシングトータルサポート ☎ info@ots.co.jp ☎ 各事業所

労働者派遣事業許可番号 : 派14 - 303598